

茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

計画の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定により、政府行動計画に基づき作成する『県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画』（法定計画）。
- 感染症危機に際しては、国が策定する基本的対処方針を元に、県行動計画の様々な選択肢を参考に対策を行っていくこととなる。令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）に合わせ、「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定する。

改定の目的・概要

1) 改定の目的

- ・ 新型コロナ対応で明らかになった課題への対応
- ・ 新型インフル・新型コロナ感染症等以外も含めた幅広い感染症対応
- ・ 平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対応を実施

2) 政府行動計画の改定概要

- 政府行動計画は、あらかじめ有事の際の対応策を整理、平時の備えの充実を図るもの。有事に際しては、政府行動計画の様々な対応の選択肢を参考に「基本的対処方針」を作成し、対応。
- 新型コロナ対応を踏まえた改定
- 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備
- 対象となる感染症を拡大し、記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- 対策項目を6項目から13項目に拡充 …… など

3) 県行動計画の改定概要

- 政府行動計画の改定に合わせ、県の区域に係る対策を改定。
- 有事の際は、基本的対処方針に基づき、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関の対策を総合的に推進。

(参考) 改定計画の全体構成

- 第1 はじめに
- 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 第3 各段階における対策
 - 1 実施体制
 - 準備期
 - 初動期
 - 対応期
 - 2 情報収集・分析
 - 3 サーベイランス
 - 4 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
 - 5 水際対策
 - 6 まん延防止
 - 7 ワクチン
 - 8 医療
 - 9 治療薬・治療法
 - 10 検査
 - 11 保健
 - 12 物資
 - 13 国民生活及び国民経済の安定の確保

※各項目を3つの段階（準備期、初動期、対応期）で記載。

※下線部が、改定で拡充される項目